

大阪市立扇町小学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和8年4月1日

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級においても起こりうる。」という認識のもと、豊かな心を持ち、自ら考え、正しく判断できる子どもを育てるために「扇町小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

「扇町小学校における人権教育・啓発推進計画」に基づき、未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の4点をあげる。

- ①人権尊重の精神を基盤とした教育活動を通して、いじめを許さない雰囲気为学校全体に醸成する。
- ②「いじめは、どの子どもにも起こりうる。どの子どもも被害者にも加害者にもなりうる。」ととらえ、すべての子どもについて、いじめの未然防止・早期発見に取り組む。
- ③より多くの大人が子どもの悩みや訴えを受けとめられるよう、学校と家庭、地域が連携する。
- ④いじめを認知した場合は、早期解決に向けて迅速かつ組織的に対応する。

3. いじめの未然防止についての取り組み

<基本姿勢>

いじめは、どの児童にも起こりうる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取り組みを全教職員で行う。

(1) 授業改善について（学力向上アクションプランをもとに）

- ①すべての児童が活躍し、わかる喜びを味わえる授業づくりをすすめる。

- ②学習規律の確立や集団づくり、仲間づくりをすすめる。
- ③研修会や授業研究会等を通じて、指導力の向上に努める。

(2) 自己有用感を高めるために（児童会活動や学級活動等から）

- ①一人一人が活躍することができる活動を通して、周囲から認められ、役に立っているという場や機会を増やす。
- ②友だちや教職員との関わりを深め、人と人とのつながりを実感できる集団づくり、仲間づくりをすすめる。
- ③一人一人を大切な存在として認め、良さを見つけて誉めるなかで、自信をもつことができるようにする。（自己肯定感の育成）

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

- ①道徳教育を充実させ、互いに尊重し合える集団づくりをすすめる。
- ②あらゆる教育活動を通じて、命の大切さや互いに思いやることの大切さを実感できるようにする。
- ③いじめの構造を認識し、「傍観者」もいじめに加担していることを理解できるようにする。
- ④パソコンや携帯電話等によるいじめを許さない、情報モラルに関する指導をすすめる。

4. いじめの早期発見についての取り組み

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知・対応する。

- ①些細な変化にも気づくことができるよう、きめ細かい児童観察に努める。
- ②養護教諭や他の教職員と連携を密にし、いじめに関する情報を収集、共有する。
- ③いじめアンケート調査を実施、活用するとともに、必要に応じて教育相談（個人面談）を行う。
- ④スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を積極的に活用する。
- ⑤大阪市こども相談センター等、外部機関との連携をすすめる。
- ⑥いじめに関する相談窓口を周知する。

5. いじめの早期解決についての取り組み

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、一部の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害児童を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ①校内に「いじめ対策委員会」を組織し、全教職員が連携、情報を共有して問題解決に取り組む。
- ②いじめ事案の発見・通報を受けた場合は、管理職およびいじめ対策委員会へ報告する。
- ③事実確認を行い、被害児童の安全・安心の確保とケア、加害児童への聞き取りと指導に努める。
- ④いじめが確認できた場合は、保護者に事実関係を連絡し、家庭と連携して問題の解決にあたる。
- ⑤警察等関係諸機関との連携を図る。
- ⑥ネット上のいじめに対しての「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」活用を図る。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に組織的に対応するため「いじめ対策委員会」を設置する。

<構成>

校長、教頭、首席、教務主任、生活指導主任、安全安心委員長、学年主任、当該学級担任（その他、学校長が必要と認める者）

<役割>

- ・いじめの未然防止等に関する取り組みの実行、進捗状況の確認、検証。
- ・いじめに関する情報や児童の問題行動に関わる情報収集や記録、共有。
- ・いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係児童への聞き取り、指導および支援方針の決定、保護者との連携を行う。

<年間計画>

①調査等

- ・児童対象アンケート 年3回（学期ごとに実施）
- ・個人懇談、教育相談 年2回（学期末）および必要に応じて随時

②研修会等

- ・人権教育研修会（4・3月）・学年打ち合わせ会（毎週）
- ・児童理解研修会（毎月）

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

- ①ホームページや学校だより、学年だより等による情報発信・啓発を行う。
- ②学校協議会へ提案し、家庭・地域と連携した協力体制の構築に努める。
- ③必要に応じて、いじめ対策委員会への地域諸団体や関連機関の参加を要請する。

(3) 取り組み内容の検証

- ①各学級やいじめ対策委員会の取り組みについて、P D C Aサイクルを活用して、検証を行う。
- ②「運営に関する計画・自己評価」等を通じて、検証を行う。

7. 重大事案への対処

- ①「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
- ②「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して、調査および対応を行う。
 - ・隠蔽しない、誠意ある対応、窓口の一本化等の対応
 - ・調査組織の設置や事実関係の明確化
 - ・被害児童およびその保護者への適切な情報提供
 - ・教育委員会への報告

※ いじめ発見の際の流れ

